第十九条第一項中「及び第五十七条」を「、第五十七条、第五十八条の十二及び第五十八条の十三」に、「又は業務提供誘引販売業を行う者」を「、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者」に改め、同項ただし書中「若しくは業務提供誘引販売取引」を「、業務提供誘引販売取引若しくは訪問購入に係る取引」に改め、同条第四項中「及び業務提供誘引販売取引」を「、業務提供誘引販売取引及び訪問購入に係る取引」に、「又は業務提供誘引販売業を行う者」を「、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者」に改め、同条第七項中「第五十七条」の下に「、第五十八条の十二、第五十八条の十三」を加える。

第二十条第一項に次の一号を加える。

四　法第五十八条の十二、第五十八条の十三、第六十条及び第六十六条第一項から第三項までの規定による権限で訪問購入に係る取引に関するもの　当該購入業者がその業務を行う区域を管轄する財務局長又は財務支局長

第二十条第二項第一号中「第五十七条」の下に「、第五十八条の十二、第五十八条の十三」を加え、「又は業務提供誘引販売取引に」を「、業務提供誘引販売取引又は訪問購入に係る取引に」に、「又は業務提供誘引販売業を行う者」を「、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者」に改める。

附　則

この政令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十九号）の施行の日（平成二十五年二月二十一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　茂木　敏充

府　令

○内閣府令第三号

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十九号）の施行に伴い、消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年二月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「法第十二条、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十条又は特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第五十八条の四から第五十八条の九までに規定する」を削る。

附　則

この府令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年二月二十一日）から施行する。

○内閣府令第四号

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十九号）の施行に伴い、消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年二月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「及び第五十八条第四項」を「、第五十八条第四項及び第五十八条の十四第六項」に改める。

附　則

この府令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年二月二十一日）から施行する。

府令・省令

○内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省令第一号

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十九号）の施行に伴い、及び特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第六十六条第七項の規定を実施するため、特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年二月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令

特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令（平成十一年総理府、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式の裏面中「若しくは業務提供誘引販売業を行う者」を「、業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者」に、「第66条第1項（同条第6項において読み替えて」を「第66条第1項（同条第6項において」に改める。

附　則

この命令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年二月二十一日）から施行する。

○内閣府、経済産業省令第一号

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十九号）及び特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三十二号）の施行に伴い、並びに特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の規定に基づき、特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年二月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　茂木　敏充

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令

特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　雑則（第四十七条）」を「第五章　訪問購入（第四十七条―第五十六条）
第六章　雑則（第五十七条）」に改める。

本則中「経済産業省令」を「主務省令」に改める。

第一条中「次の各号」を「第一号から第四号まで及び第六号に掲げるものとし、法第五十八条の四において定める場所は第一号から第三号まで、第五号及び第六号」に改め、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第一号から第三号までに掲げるもののほか、一定の期間にわたり、購入する物品の種類を掲示し、当該種類の物品を購入する場所であつて、店舗に類するもの